

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	2024年 7月 31日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒530-0005 大阪市北区中之島2-2-7 中之島セントラルタワー25～27階	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） レンゴー株式会社 代表取締役 兼 COO 川本 洋祐

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数				
	エアコンディショナー	133 台	台	台	133 台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	31 台	台	台	31 台				
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使 用 時	事業所内で所有している冷媒用代替フロン使用機器一覧を作成し、簡易点検を実施している。 管理台帳は機器の追加・更新・廃棄があれば随時最新の状態にする。							
	廃 棄 時	第一種特定製品の廃棄時は回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼している。							
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使 用 時	冷房/暖房の切り替え時に点検を実施している。							
	廃 棄 時	充填回収業者から破壊証明書が回付されたことを確認し、第一種特定製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認している。							
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	設備の更新や新規導入時にはノンフロン制御盤用クーラーを導入するようにしている。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。